

議案第 4 1 号

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 7 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 6 号）の施行により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号）の一部が改正されたため、規定を整備する必要がある。

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

あきる野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年あきる野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。